

## 明石市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（平成28年条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、事業者や市民が構成する団体等が行う合理的配慮の提供に要する費用の全部又は一部を助成することにより、これらのものが合理的配慮の提供を容易に行うことができるようにすることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

### (対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができるもの（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業者
- (2) 自治会
- (3) その他市長が特に必要と認める団体

### (対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、助成の対象として市長が適当と認めるものとする。ただし、国又は県その他各種団体等が実施する補助事業により補助の対象となっている経費を除く。

### (助成金の額)

第5条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の額は、対象経費の全額とする。ただし、別表に掲げる助成限度額を上限とする。

### (申請)

第6条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、明石市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費がコミュニケーションツール作成費である場合 次に掲げる書類
  - ア 仕様書
  - イ 対象経費の見積書
  - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 対象経費が物品購入費である場合 次に掲げる書類
  - ア 対象経費の内容がわかるカタログ等の写し

イ 対象経費の見積書

ウ その他市長が必要と認める書類

(3) 対象経費が工事施工費である場合 次に掲げる書類

ア 工事計画書（様式第2号）

イ 工事費見積書及び工事図面

ウ その他市長が必要と認める書類

（決定及び却下）

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、明石市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請を行った対象者に通知するものとする。

2 市長は、工事施工費に係る助成金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

（変更申請）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた対象者（以下「助成決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、明石市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書（様式第4号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、明石市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、当該申請を行った助成決定者に通知するものとする。

（完了の報告）

第9条 助成決定者（前条第2項の規定により変更の決定を受けた助成決定者を含む。）は、コミュニケーションツールを作成し、物品を購入し、又は工事を完了した後30日以内に、完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 納品書（対象経費がコミュニケーションツール作成費又は物品購入費である場合に限る。）

(2) 工事契約書の写し（対象経費が工事施工費である場合に限る。）

(3) 工事内訳書（対象経費が工事施工費である場合に限る。）

(4) 明石市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付決定（却下）通知書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と

認めるときは、助成金の額を確定し、明石市合理的配慮の提供支援に係る助成金額決定通知書（様式第7号）により、当該報告を行った助成決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた助成決定者は、速やかに明石市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）により、市長に助成金を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を行った助成決定者に助成金を交付するものとする。

（助成金の受領委任）

第11条 助成金の交付を受けようとする助成決定者が、当該助成金をコミュニケーションツールの作成者、物品の販売業者又は工事の施工業者に受領させることを希望した場合において、市長が適当と認めるときは、市長は、当該作成者、当該販売業者又は当該施工業者に助成金を交付することができる。

2 前項に規定する助成金の交付の方法を希望する助成決定者は、請求書に代えて、明石市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書兼受領委任払い申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。

（2） 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年3月29日制定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

経費	摘要	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	点字メニュー又はコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールの作成に係る経費	50,000円
物品購入費	筆談ボード、折り畳み式スロープ等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品（コミュニケーションツールを除く。）の購入に係る経費	100,000円
工事施工費	簡易スロープ、手すり等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための工事の施工に係る経費	200,000円